

# 議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成 2 8 年 1 月 1 3 日 (水)

杉 並 区 議 会

## 目 次

第1回定例会に係る調整事項について	
(1) 3. 1. 1 防災関連事業について .....	3
(2) 行政委員会委員等の報酬の直しについて .....	3
議会運営委員会理事会の会議記録について .....	4
予算特別委員会について	
(1) 設置及び構成について .....	4
(2) 審査方法・日程及び質疑持ち時間について .....	4
平成28年第1回定例会の日程について .....	6
会議の傍聴について .....	6

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成28年1月13日(水)		午前9時59分～午前10時30分	
場 所	第1委員会室			
出席理事 (7名)	理事	井口 かづ子	理事	脇坂 たつや
	理事	渡辺 富士雄	理事	増田 裕一
	理事	原田 あきら	理事	佐々木 浩
	理事	そね 文子		
欠席理事				
理事以外の 出席議員	議長	はなし 俊郎	副議長	横山 えみ
出席理事者	総務部長	関谷 隆	総務課長	都築 公嗣
	政策法務担当課長	中辻 司		
事務局職員	事務局長	本橋 正敏	事務局次長	植田 敏郎
	議事係長	野澤 雅己	庶務係長	本島 健治
	庶務係主査	川原 広	調査係長	福羅 克巳
	議会法務担当係長	杉原 正朗	担当書記	太刀川 修



(午前 9時59分 開会)

**井口理事** これより議会運営委員会理事会を開会する。

《第1回定例会に係る協議事項について》

- (1) 3. 1.1 防災関連事業について
- (2) 行政委員会委員等の報酬の見直しについて

**井口理事** 初めに、第1回定例会に関して、理事者から説明がある。

**総務部長** 私から2点、お願いとご説明を申し上げます。

1点目は、休会のお願いである。

平成28年3月11日で東日本大震災発生から5年目になる。この未曾有の災害を風化させてはならないという決意と、さらなる防災意識の向上を図るということで、昨年引き続き、3月11日に式典と区民参加型の訓練を実施いたしたいと考えている。ついては、3月11日、第1回区議会定例会の会期中ではあるが、この日を休会とさせていただきたい。ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

2点目は、行政委員会委員等の報酬の見直しについてである。きょう配付している資料をごらんいただきたいと思います。

この件については、ご案内のとおり、昨年11月18日付で最高裁判所の上告受理申し立て不受理決定により、東京高等裁判所の判決が確定した。判決の当事者であり、早急に所要の条例改正を行う必要があるということで、その基本的な考え方について、ご説明をさせていただきたいと思う。

枠組みの中に高裁判決の抜粋を記載しているが、読み上げると、「疾病等により職務を遂行することのできない勤務実態のない者に対して、報酬を支給しないことについての規定を欠いており、地方自治法の規定に反して報酬を支給せざるを得ないことになるというのであるから、そのような事態を排除するためにも本件条例自体を違法、無効とする必要があることは明らかである」というところが高裁判決のポイントとなるところの抜粋である。

この点を踏まえ、区としての基本的な考え方が、1に記載してあるように、職務を遂行することができない場合の不支給規定を条例に置いていく。あわせて、死亡時の辞職の場合の問題については、この判決で直接的には触れていないが、行政委員会委員等の報酬についての状況から、死亡時についても、職を離れたときと同様に実績に応じた日割り支給とするというような改正を考えている。

対象であるが、まず行政委員会委員ということで、杉並区行政委員会の委員の報酬及

び費用弁償に関する条例、杉並区監査委員の給与等に関する条例。また、月額報酬の非常勤専門員も置いている。例えば基金管理監を代表とする非常勤専門員についても、不支給規定等々の改正を行っていく。3番目に、月額報酬の附属機関の委員がある。日額報酬も多いが、月額報酬の附属機関の委員もいるので、これも杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正を行っていくというところである。

ちょっと概括的な話で恐縮だが、現在のところ、こうした観点に沿って条例改正等の所要の手続を行っているところである。

**井口理事** ただいまのご説明について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**井口理事** よければ、理事者の方は退席していただいて結構である。

#### 《議会運営委員会理事会の会議記録について》

**井口理事** 続いて、議会運営委員会理事会の会議記録だが、平成27年9月28日から10月16日の5回分について、メールでお送りしているが、この内容でご承認いただけるか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**井口理事** ご承認いただいたので、本日から公開の扱いとする。

#### 《予算特別委員会について》

##### (1) 設置及び構成について

**井口理事** 続いて、予算特別委員会についてだが、まず設置及び構成について、事務局から説明をお願いします。

**議会事務局次長** 平成28年第1回定例会については、平成28年度当初予算の議案が区長から提出された場合、例年同様、予算特別委員会を設置することとし、構成員は議員全員としてはいかがか。

**井口理事** ただいまの説明について、何かあるか。——それでは、予算特別委員会の設置及び構成員については、説明のとおりでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**井口理事** それでは、そのようにする。

##### (2) 審査方法・日程及び質疑持ち時間について

**井口理事** 続いて、予算特別委員会の審査方法・日程及び質疑持ち時間について、事務局からご説明をお願いします。

**議会事務局次長** 資料3をごらんいただきたい。審査期間は、正副委員長の互選並びに意見開陳の2日間を除き、8日間を予定している。審査区分は4ブロック、持ち時間は各ブロック、議員1人当たり6分とすることでいかがか。

**井口理事** ただいまの説明について、何かあるか。

**増田理事** これは今回からなのか今後なのか、ちょっと問題提起なのだが、予算特別委員会の審査区分の第1ブロックについては、歳入と歳出9款から11款というところなのだが、どうも審査区分を超えて質問するというケースが散見される場合があり、前々から思っていたのだが、決算特別委員会でも監査意見書というのがあり、比較的総括的、包括的な質問が許されるブロックなのだが、予算特別委員会においても、包括的、総括的な質問ができるような審査区分にしたほうがよいのではないかと、この場をかりて問題提起をさせていただきたいのだが、いかがか。

**佐々木理事** 確かに都議会等、国会でもそうだが、見ていると、総括質疑とかそういう方式をとっているところがある。ただ、杉並のこれまでの第1ブロックの扱いというのは歳入全部ということは、歳出をするということは歳入があるということなので、それにひっかけて割と幅広く、ひっかけ方の言葉の回し方がうまい人とそうでない人がいろいろいるが、ほぼ総括的な内容になっているというのは、そういうことだろうと思う。ただ、それも技術的なやり方なものなので、国会でも都議会でも頭に総括が来て最後に締めくくり総括なんてやっているが、増田理事が言ったように、そういう区分分けをしたほうがもう少し明確だと言われればそうだが、ただ、今回に限ってはここまで来ているので、今言った慣例的なやり方で総括的に歳入の部分を押さえて、今後、明確にするということを少し議論したらどうかなと思う。

**脇坂理事** 私自身も増田理事と同じような考え方を常々抱いていた。特に、款違いをされる質問が最近多くなってきたのはあるんだろうとっていて、そういった意味では、ここまで出てきてしまっているところではあるが、今後の検討課題としてはいかがかと思う。

**増田理事** 予算特別委員会直前でこんなことを言うのも大変恐縮だったのだが、今後の問題提起ということで、常々、同じ会派だけでなく、議員と話していても、ちょっとやりづらいよねというお話があったので、こういった機会なので、問題提起させていただいた。

**原田理事** 審査区分については、特に第1パートでかなり款違いの質問がいっぱい出てくるということについては、これまでのルールをどうこうするというよりは、款違いの質問をする人たちを私は厳しく戒めたほうがいいんじゃないのかなと思っている。中に

は、第3パートの保健福祉分野でやる課題を、ちょっと後ろのほうに質問が来るので早目にやりたいからみたいな感覚で第1パートでやる人もいて、極めてルール無視の行為であって、私は、まずはそういう人たちを厳しく指導するということから始めるべきではないかなと思っている。

率直に言って、第1パートで、うちなんかも財政運営のあり方とか、そういうのについてかなりやるのだが、財政運営とかそういうものについて質疑をする人が少な過ぎるなという気はする、あれだけ時間があるのにもかかわらず。私は、もうちょっと第1パートらしい質問に、各会派が取り組んで、各議員が興味を持って質疑してもらいたいなと、私なんかは、どっちかというところのほうに問題意識を持っている。

**井口理事** それでは、審査区分については今後の課題としていきたいと思う。

《平成28年第1回定例会の日程について》

**井口理事** 続いて、平成28年第1回定例会の日程（案）について、事務局から説明をお願いします。

**議会事務局次長** お手元の資料4をごらんいただきたい。2月10日から3月16日まで、会期は36日間。なお、先ほど説明があったように、3月11日金曜日は、防災関連事業のため休会とする。初日と最終日は午後1時開会予定、2日目から中日は、午前10時開会を予定している。1日に1委員会の開催。

日程（案）については、本日議運で承認された後、ホームページ等で周知することとする。

なお、表にはないが、2月1日月曜日午前10時から議運理事会を開催し、当初予算と1定の議案説明等を受ける予定である。

**井口理事** ただいまの説明について、何かご質問あるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**井口理事** それでは、第1回定例会の日程（案）については、ただいまの説明のとおりでよろしくをお願いします。

《会議の傍聴について》

**井口理事** 続いて、会議の傍聴について、事務局から説明をお願いします。

**議会事務局次長** この件については、4定の最終日、12月8日の議運でも報告したとおりである。この間、傍聴者への対応で、資料5-1のとおり、4件の課題があった。また、その後事務局で、他区22区への調査を行った。まとめたものが資料5-2である。



まず1点目、傍聴人等の服装であるが、これについては、他区とも同じような傾向がある。ただし、ほかの項目においても、退場を求めることができるとなっているが、ほとんど事例はなく、実態は口頭注意ということで、退場を求めた事例については、議場、委員会内で騒ぎ立てる等の明らかな議会運営の妨害というような事例がまとめられている。

スマートフォンの使用については、マナーモード、消音等の措置をとっているところがほとんどである。

パソコン、タブレットについては、状況を見ると、パソコン使用の時代の流れに追いついていないというところが多く感じられる点である。明確な規定はないが、スマートフォン、携帯に準じて禁止しているところ、また、記者等の取材が必要であり、黙認をしている、特に音声等、音の問題がなければ、そのまま使用をしていただくような状況等が見受けられるところである。

報道関係者については、同じく議会運営上等の問題、傍聴者と同じように扱うというところがほとんどである。

ただし、一般傍聴者と報道関係者の区分をした場合、実際に報道関係者、記者、ジャーナリストなどの取材をする方との区分け、線引きをどうするかというのがまた今後の課題になろうかということが推測されるものである。

また、その他、資料にまとめている、議場での撮影については、ほとんどが傍聴席、または位置を定めているということが練馬区等では明示されている。

いずれにしても、曖昧にしておくと、現場の混乱が生じる。とにかく議場の安全、また議会、委員会の円滑な運営、開かれた区議会を目指す、傍聴の方々の傍聴しやすい環境づくり、このあたりがポイントになり、今の時代に即した見直しが必要かと考えているところであるが、皆様方の議論、ご意見等で、できたら1定の前に、ある程度一歩二歩でも形をつくっていききたいという必要性を感じているところである。

**井口理事** ただいまの説明について、何かあるか。——それでは、検討事項について、各会派のご意見をお伺いしていきたいと思う。

**脇坂理事** この件は、当然、傍聴にいらした方が、その時々トラブルというわけではないが、その時々起こった事象について、今、場当たりに対応を行っているという内容だと思う。傍聴規則についても、そういった意味で考えたら、実は我々が気づいていないようなこともいろいろあって、今次長が話したように、今の時代に即してない規則がまだほかにもあるかもしれないというところがある。そういった意味ではいい機会だと思うので、傍聴規則そのものを見直していくほうがよいのかなと思っている。とりわ

け、とは言っても、すぐに対応しなければいけないのは、例えばスマートフォンの話であったり、携帯電話の規定は今までないわけなので、まずはそういったところからしっかりと手をつけていきながら、着実に詰めていくいい機会だと捉えている。

**渡辺理事** 今お話があったとおりで、時代に合った内容に変えていくということが必要だと思う。いろいろ意見もあると思うので、会派でしっかり議論をし、変えられるところは早急に変えていこうと。懸案になりそうなところについてはしっかり議論をして、これからの課題としてなるべく早目に取り組んでいこうということではいかがか。

**増田理事** 資料5-1の検討事項の中でということなのだが、先ほど来お話があるとおりで、これだけに限らず、例えば3の帽子的着用ということであれば、マフラーはだめだけれどもスカーフはいいみたいなのがあったり、多分帽子だけでは済まない話だし、そもそもこれを着用しているということが妥当なのかどうか、着用をここで禁じているのがいいのかどうかということも含めて、今し方お話があったとおりで、新しい資料もいただいたので、これとも照らし合わせながら、会派のほうでも再検討したいと思うのと、先ほど次長から、報道陣の写真撮影はどうすればいいのかなというところで、何かプレスのカードみたいな感じで、それをぶら下げてもらう、そういった形でよいのではないかなとは思った。基本的には、会議や議事の妨げにならないような形で、聞く、また開かれた議会にしていくということが根本であるので、そういったところで、再度うちの会派でもんでまいりたいと思う。

**原田理事** 傍聴規則の問題については、観点として、やはり区政に関心を持って来てくれた方が傍聴しやすいふうにするにはどうすればいいか、そういう観点で見直してみるとというのが大事なのかなと。最初から傍聴者を危険視して、あるいはかかわってくるというような姿勢で臨むと、そもそもよくないわけで、そんなことをしている人はいないと思うが、ただそういうふうに見えなくもないわけである、今の地方議会への厳しい視線というのは。だから、どうやったら傍聴がしやすくなるかという点で見ていったときに、例えば帽子とかベレー帽とかおしゃれでかぶっている人なんかもいっぱいいるわけである。こういう人たちに対して、着けていても構いませんよと言えるような内容にするのはどういう表現にしたらいいのか。かといって、何でもありと書いたら、変な暴力集団がヘルメットをかぶって来るかもしれないわけなので、そんなのは排除しなければいけないわけで、でも、現実にはそういう人たちももういなくなってきた。今傍聴に来てくれる方がどれだけ気持ちよく、もっと区政に関心を持って見てくれるようになるかという観点で見回してみるとというのが大事なんだろうなと。その点で、うちの会派も持ち帰って改めて見直してみたいと思う。

**佐々木理事** 先ほど来お話があったように、傍聴規則をつくった時代から想定できないような事象もある。前にも議論があったが、例えばユーチューブだとかユーストリームだとか、生放送を直接できる事態にどうしたらいいかということをお我々かつて悩んだところであるが、大体、外套なんという古い言葉が使われているように、非常に古き時代の傍聴のスタイルというものを、今この規則はまだまだ踏襲をしているということなので、そういう意味では、今の時代に即して改変していくことが重要だと思う。

それから、曖昧にしてきたがゆえにちょっとトラブルがあるということであるならば、一定の厳しさ、やはり審議をするということが一番重要なことなので、その妨げになってはいけないということが一番重要なことであり、かといって、逆の意味で、我々だけが考えるのではなくて、傍聴にいらっしゃっている方にアンケートをとってみるとか、そういうことも踏まえて、もっと傍聴しやすい環境づくりというのはどうなんだろうということを同時進行で考えるということは非常に意義があることだと考えているので、場合によっては2段階になるかもしれないが、1定で間に合う部分と、1定後も引き続き検討する部分というような形で、ぜひ傍聴規則に関しては速やかに検討すべきだと考えている。

**そね理事** 時代に合った規則に変えていく、また傍聴者が気持ちよく傍聴できる、開かれた議会にするためにも規則を検討することは重要だと思っているので、進めていきたいと思う。

**井口理事** それでは、今皆さんからさまざまなご意見があったが、この件は、次回以降も引き続き議論していきたいと思うので、本日の議論の内容を各会派の方にお伝えてしていただきたいと思う。各会派で再度意見をまとめていただきたいと思うが、いかがか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**議会事務局次長** 傍聴規則に関していろいろご意見いただいた。1定で、少なくともこの4点についてはある程度具体化したいということはある。巡視の方の対応等の困難さも生じてくるので、できたら、今月末、25日ごろまでに各会派の意見を事前に事務局へお寄せいただき、それである程度の方向性を見出せれば、委員長、副委員長に相談のうえ、次回の議運理事会にお諮りしたいと考えているが、いかがか。

**井口理事** 1月25日ごろまでに各会派のご意見を事務局にお伝えいただきたい。

本日の議題は以上だが、ほかに何かあるか。

**原田理事** 2つあって、1つが、議運で今継続審査になっている陳情の件なのだが、要は、政務活動費の領収書を提出するのに、上回って計上しないというのについて、事実上そうだったということで、私は、もう審議をして、むしろみなし採択じゃないが、願意が

満たされていると考えて、採択にするのか不採択にするのかはおいておき、審議をしてしまえばいいのじゃないのかなと思っているのが1つ。

もう1つは、障害者差別解消法の施行が4月にある。これを受けて、公的機関、民間事業者に至るまで、法に基づいたかなり詳細ないろいろな手続をしなければいけない、努力をしなければいけないみたいになっていくのだが、これから確実にいろいろな公的機関でやらなければいけないわけである。条例の改正とかも必要になってくるかもしれない。国会はその法の施行に伴っていろいろ動きを始めているらしい。いずれ我々区議会もこれに対応した、何か発行するときに点字を入れなければいけないとか、そういう細かいことなのだが、そこら辺をそろそろ議論をし始めておいたほうがいいのかと思っています、一応提案である。

**佐々木理事** 2つ目について質問したいのだが、通常、例えば行政がどういうふうにするかというものを議会に出して、それについて不備があれば議論するというような形なので、まず行政の対応を聞いてから議会で議論するというのが当然の流れだと思う。議会から行政に対して、この法についてあれこれしろというような具体的な提案をしていくということをこれから議運なりで検討していったらどうかと、こういう趣旨でよろしいか。

**原田理事** 要は、いろいろな場面で障害者のハンデをなくしてみたいな法律になっていて、それは、聞くところによるとかなり強制性が強いらしい。だから、例えば傍聴の際の障害者のバリアを消すとか、そういうのになっていくと思う。国会では検討に入っていると。だから、うちの区議会もいずれはやることになるのかなというか、むしろ率先してやったほうがいいのかということ、別に行政は行政で多分動く。もう動いているかもしれないが。

**渡辺理事** 要するに議会運営においてということね。それを言わないと何を言っているかわからない。

**原田理事** そう、議会運営においてである。

**井口理事** よろしいか。——それでは、本日の議会運営委員会理事会を閉会する。

(午前10時30分 閉会)